

令和3年第6回筑紫野市農業委員会総会
議事録

令和3年6月7日 午後2時55分
筑紫野市役所 504会議室

1 開会日時及び場所 令和3年6月7日 午後2時55分
筑紫野市役所（504会議室）

2 閉会日時 令和3年6月7日 午後4時20分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

真鍋豊、大石茂美、長谷恭一、砥綿俊彦、八尋雄二、永田秀喜、櫛木勇、
八尋洋一、井上ユキエ、萩尾博道、熊野修治、神崎光成

農地利用最適化推進委員

無し

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

山内公昭、萩尾利光、市川勘一、市川光秀、砥綿英彦、松原剛、
高田長次、佐藤英昭、中山榮二、八尋泰憲

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 八尋優一

事務局農地担当係長 萩尾浩三

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 森紘志

5 会議に付した事項

農地

報告第16号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について

報告第17号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出について

報告第18号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出について

議案第12号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

議案第13号 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について

議案第14号 非農地証明願いについて

議案第15号 農業委員会事務の実施状況等の公表について

農政

議案第13号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転について

議案第14号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

○議長：こんにちは。時間が5分ほど早いんですが、おそろいでございますので始めていきたいと思います。

今日は、見て御覧のとおり農業委員さんのみでさせていただくことにしました。そういう状況でございますので、ひとつよろしく願いいたします。それから推進委員さんについては、文書にも書いておりましたとおり、いろいろ御意見があれば前もって出してくださいということでお願いをいたしました。そういったことで、ただいまから始めさせていただきたいと思います。

それから、事務局長につきましては、議会のほうにちょっと用件があつて呼ばれておりまして、遅れて見える可能性もありますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから始めていきたいと思います。

出席委員が、筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第6回筑紫野市農業委員会定例会を開会いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。署名委員には、5番委員の八尋委員さん、それから10番委員の萩尾委員さん、よろしく願いいたします。

それでは本日の議事に従って審議をお願いいたします。

資料は手元にあると思いますので、よろしく願いします。

早速中身に入ります。1ページをお開けください。

農地法第3条の3第1項の規定に……。ああ、そうか、訂正しておかないと。すみません、途中ですが、ちょっと訂正がありますのでお願いします。

○事務局：皆様のお手元のほうに、A4で1枚、最初の次第といたしますか、1枚紙をつけております。これの番号に誤りがございまして、この分で号数のほうは見ていただけたらと思います。中の資料の番号につきましても、読み替えて見ていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長：よろしく願いいたします。

それではまた最初から行きます。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（届出）に関する件を報告いたします。

報告第16号、議案書のとおり農地の権利移動届出が1件あります。事務局より説明をお願いします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積は田107平米、合計107平米。届出の事由は相続。あっせんの希望はありません。

以上です。

○議長：本件について質疑のある方お願いいたします。

(なし)

○議長：ないようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

じゃあ2ページをお開けください。

農地法第4条第1項8号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第17号、議案書のとおり農地の転用届出が1件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□外3筆。地積は、田2,757平米、合計2,757平米。届出内容、転用目的は賃貸住宅、月ぎめ駐車場。構造規模は、木造2階建て、砂利敷き。工事期間は施工済みです。開発許可の要否は、不要。受付月日、令和3年5月7日。

以上です。

○議長：本件について質疑のある方お願いします。

(なし)

○議長：ないようですので、本件に関する報告を終わります。

3ページをお開けください。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第18号、議案書のとおり農地の転用届出が1件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番、譲受人、福岡市□□、株式会社□□代表取締役、□□。譲渡人、福岡市□□、□□。届出地、□□。地積は、畑181平米、合計181平米。届出内容、転用目的は、宅地分譲。契約内容、売買。構造規模は、盛土、整地。工事期間は、令和3年6月1日から令和3年6月30日まで。開発許可の要否は不要です。受付が、令和3年5月11日。

以上です。

○議長：ありがとうございます。本件について質疑のある方はお願いします。

(なし)

○議長：ないようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

4ページをお開けください。

議案第12号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります□□委員さん、説明方よろしくをお願いいたします。

○委員：譲受人、朝倉郡筑前町□□、□□。譲渡人、荒尾市□□、□□。申請地の表示は、□□。

田の1,228。移動の内容は相手方要望で売買ということになっております。

現在農地は、野菜やらを作る貸し農園みたいにしてなっている状況です。□□の方が、どうしても遠いしということで、筑前町の□□で近所だからその方が今度買われるということになっております。

○議長：よろしいですか。

○委員：以上です。

○議長：事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：内容につきましては□□委員から御説明をいただいたとおりでございます。

申請箇所につきましては、地図を5ページにつけておりますが、□□中学校が近くにあるところです。□□川を越えて、県道の□□線との間にある農地ということです。

3条の要件でございますが、譲受人の利用状況は、記載のとおり自作と借入地を合わせますと4,801平米あります。これについては全て筑前町のほうに農地を持っておられ、内容については筑前町の耕作証明書で確認をさせていただいております。今回農地を取得することによって5反以上の要件を満たします。譲受人の営農状況につきましても、作業歴、それから従事日数からも常時従事するというふうに思われます。また、地域との調和でございますが、申請書の中に、農薬の使用はしない、また、農薬の使用につきましては地域の基準に従う、また、近隣活動にも協力するというので、周囲への支障はないというふうに思います。

以上です。

○議長：ありがとうございます。本件に対する質疑・意見のある方はお願いいたします。どうぞ。

○委員：確認ですけど、譲受人は5,000平米以上ないのに、ここで権利移動ができるという。もし仮にこれが駄目な場合は5,000を切るわけですよ。1,228があつて初めて5,000を確保するんですけど、そういうことでいいんですかね。確認の意味で。

○議長：事務局からお願いします。

○事務局：3条の要件に下限面積5,000というのがあるんですが、カウントの仕方としては、今持っている農地、それから新たに取得する農地を合わせて5反ということなので、今回は取得要件を満たすことになります。

○委員：何でそう言っているかというのと、筑紫野市の農業委員会ですから、筑紫野市に何かあればいいけど、他行政区の農地も、結局、筑紫野市での要件の対象になると。あなたはさっき耕作証明とか言っていましたけど、どこまで他農業委員会の……。そこにはその制約があると思うんですけど、筑紫野市は筑紫野市の要件に基づいてやらなければいけないということになると思うんです。その辺がちょっと垣根があると思ったものだから、確認の意味で。今後同じようなことがあり得ると思うんですよ。地域をまたいで、こちらは筑前町農業委員会とかいうことにな

ろうかと思うので、その辺はちゃんと線引きをしておかないといけないんじゃないかということでの質問です。そこだけ確認をしたところですよ。

○事務局：こちらは実際、隣の町ということで、耕作が可能な距離というのがありますし、その辺の判断基準にもなるかと思うんですが、これからもそういった案件というのは出てくる可能性はあります。

○委員：だから私が確認と言うのは、筑紫野市の農業委員会は筑前町の農業委員会にもきちんと確認するべきではないですかということをお願いしたいわけですよ。でないと、あなたが耕作証明書といっても、それは農業委員会での一つの垣根があろうと思ったものだから、この人がこういう形でこっちに購入しようと思われているんですけどいかがですかという部分は、紳士協定じゃないけどちゃんとするべきではないかということですよ。そこの確認をぜひお願いすべきじゃないかということです。

○事務局：いろいろ御指摘ありがとうございます。これからもこういうケースは出るとは思います。が、他市に持っていらっしゃる方、こういったケースについてはまた今後、相手方の事務局あるいは現地確認といった形で進めていきたいと思えます。

○議長：ですから、耕作の距離ですね、2時間以内とか条件がございます。そういう範囲であれば、市町村またがろうが、それは農家としては行政区が異なるだけであって関係ないという考え方です。そういうところがございます。それから、さっき言われましたように、面積が今なくても今度買い足す部分で5反以上になれば、普通の米麦作であれば問題ないという考え方になります。そこは御理解ください。

○委員：ちょっといいですか。筑紫野市は5反を満たせばいいけど、筑前町は9反以上とか、そういう基準はなかったですか。

○議長：ああ、町村によって違う場合がありますね。

○委員：だからそこですよ。

○議長：だから、筑紫野市に買われる場合は、今持ってある面積に足して5反以上になれば認めざるを得ない。ただ、筑前町では認められないことはあり得るという。

○委員：そうですね。だから筑紫野市だからオーケーだけど、筑前町行ったら9反ないから買えないということでしょう。

○議長：通らない可能性があります。向こうは9反になっているんですね。

○委員：一応、私が前回から提案していますように、今会長が言われた、2時間以内、30キロや100キロ以内の人だったら県外の人を買ってもいいよということでもいいんですよ。だから、出作になるのか入り作になるのか、そういった状況で、今、春日市、大野城市の人は郊外に求めて農地を売買しますので、どうしても、春日市は3反、大野城市も3反ぐらいだったかな、筑紫野

は5反、北海道は1ヘクタールだったかな。北海道は基準面積がありますけど、そのようになっていて、それ以外に、実際は出作ということになったら、もともと農業してあった地元の人に対していろいろ迷惑がかかる場合があると思うんですよ。土はトラクターで遠方から持ってきて、道路やら汚したまま公役もしない、草も刈らない、水の管理もしない、そういったことが出るから、極力出作というのは、元の農業委員さんと譲り渡す人に申合せ事項か何かできちんとやってもらっておけば完璧だなとは私は思っております。

以上です。

○議長：それから距離の関係は言いましたけど、簡単に認めるということじゃないと思います。実際、本当にされるのかというのが一番大事なところですので、そういった場合はこの中でも議論がありましようし、本人さんともしっかりと確約なりを取るようなやり方もしていかなければいけないとは思います。

ですから以前もこれによく似たような感じで、面積要件はあったけど、遠く熊本のほうからお見えになるとかいろいろございました。ただこっちに親戚があったりとかいろいろで最終的に認めた経緯もございます。だからその時々の内容によって今言っていたような意見出していただいて議論していくべきだと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今の件はよろしいでしょうか。ほかに。

○委員：そういうところをちゃんと確認をして提案してもらうようにお願いします。

○事務局：はい。

(なし)

○議長：それじゃあ意見も出尽くしたようでございますので、これより採決を行いたいと思えます。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。全員一致、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

7ページをお開けください。

議案第13号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります□□番委員の□□委員さん、説明方よろしく願います。

○委員：譲受人、大野城市□□、□□。譲渡人が、筑紫野市□□、□□。これは親子になります。それで申請の場所ですけど、□□。地目、田637平米。転用目的、自己住宅。契約内容は使用貸

借です。使用貸借で親が子に貸すということです。これは無料で貸すそうです。それで、構造規模が木造平屋建て。工事期間が、令和3年7月23日から3年の12月13日。農地の区分、第二種。資金の内訳、借入100%。建蔽率14.4%。開発許可、不要。用排水処理、承諾書添付。都市計画区域、区域外。

場所は、次の8ページの、□□のコミセンから北側方面に市道が通って、200メートルぐらい先です。それから9ページの地図は、真ん中を通っているのが市道です。そのカーブのところですね。地目は田ですけど既に地上げされているんですよ。そして畑で使われているんですよ。昔は市道よりは低かったんでしょうけど、よく知らないんですけど、市道と変わらないぐらいの高さにしてあるんですよ。もう10年ぐらい前ですけど、市役所には何か届けが出ていますか。分かりませんか。

○事務局：すみません、そこは確認はしておりませんが。出ているかどうかというのは、すみません、この場ですぐには……。

○委員：地上げは届けられているんだろうかと思って。もう田んぼじゃないんですよ。水やらかからんようになってます。

そして、ここは上水が来ていないから井戸を掘るそうです。それと下水は市道のすぐ横の下水管に、下水管は来ておりますからこれにつながそうです。それから、雨水は、この横の市道の側溝に流すそうです。これは市の維持課に相談に行くそうです。それから隣接地は、9ページですけど、この建設予定地の下側の□□は住宅ですから承諾が要らないんですよ。それから上側の□□は父親の田んぼだから、ここも承諾要らないんですよ。市道の側溝に流すのは維持課に相談行くそうです。

それくらいです。

○議長：ありがとうございます。

では、事務局から。

○事務局：内容につきましては□□委員から説明いただいたとおりです。

こちらの農地区分は、先ほど説明の中にもありましたとおり、宅地等で囲まれた集団性のない第二種農地ということで転用が可能な場所です。

今回の申請ですが、譲受人の方は現在借家住まい、将来的に手狭になるということから、転用地の所有者でありますお父様に相談をしたところ、了承いただいて自己住宅を建築するという運びになったものです。先ほどちょっと造成の関係で話がありましたけど、現地は現況のまま使うということで、盛土、切土等は行わずに工事をする計画になっております。水利承諾についての条件は付されておられません。

以上です。

○議長：それでは本件に対する質疑・意見のある方お願いいたします。

○委員：貸借してありますけど相続のとき精算されると思います。

○議長：ありませんか。

(なし)

○議長：御意見ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。全員異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

10ページをお開けください。議案第14号、非農地証明願に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります□□番委員、□□委員さんからよろしくをお願いいたします。

○委員：番号1番、申請人住所、筑紫野市□□。氏名、□□。申請地の表示、□□。地籍、畑、329平米。申請内容は、当該地は、平成2年より納屋、倉庫が建築され現在に至っているため、現況は宅地となっています。農機具というか、堆肥小屋みたいなものですね。

12ページの地図を見られたら分かると思いますが、□□の後ろですね、□□、これは山林です。

以上です。

○議長：ありがとうございます。事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：内容については□□委員から説明いただいたとおりでございます。

先日、現地を確認させていただきましたが、既に、納屋と農業倉庫と思われる建物が建っております。申請内容どおりの状況でございます。

すみません、ちょっと修正がございます。申し訳ございません。1番、□□さん、申請内容の年数が「平成2年」となっておりますが、「昭和33年」ということで33年から納屋と倉庫として利用されていたということでございます。すみません、修正方お願いいたします。

以上です。

○議長：ありがとうございます。本件に対する質疑・意見のある方はお願いいたします。どうぞ。

○委員：12ページの地図を見たら、多分倉庫とあれを併設してあるんでしょうけど、はみ出ておりますよね、□□のほうと。そういう意味でこれは見ていいんですかね、見方としては。

○事務局：見方としては、そうですね、字図と重ね合わせますと若干建物がはみ出しています。

○委員：こういった場合はどうなるんですか。その□□のほうにも抵触するような感じになりま

すか。

○事務局：これは航空写真を地形図に図面化している関係もございますので、実際には□□の中に収まっているかもしれませんが、ちょっとはみ出して……。

○委員：だからその辺がこれだけでは……。確かに非農地証明はそうなんでしょうけど、実際にこれははみ出たような感じで受け止められがちなので、その辺はちゃんと確認しておいたほうがいいんじゃないかなと思って。

○委員：これは税務課のGISの図面で、正式な字図とは大体合致しますけど、正式には字図が1部添付してあればもっと分かりやすいんじゃないかなと思います、委員さんの説明より。ついていませんか。

○委員：要は、言われた内容とこれが合致していないとちょっとおかしいことになりますから、そこは実際に……。多分、上から乗せておられて、現地は見ておられるんでしょうけど、非農地証明だから、ここからここまでは宅地……。

○委員：見た目には全然違っているけど、実際図面に落とされたこういうのは初めてですね。言われるとおりに確認する必要があるね。見た目には全然違ってる。

○事務局：すみません、隣の□□について、すみません、地目あるいは所有者の確認を今取っておりますので、すみません、その状況でまたお答えしたいと思います。

○委員：よろしいですか。

○議長：どうぞ。

○委員：すみません、この□□様ですけど、非農地証明を取られて、どうされるんですかね。宅地に地目変更されるんですかね。

○事務局：ですね。

○委員：何となく非農地証明の意味が私はよく分からないんですよ。

○事務局：今回、恐らく、非農地証明を出した後に地目を宅地へという運びになると思います。

○議長：現在も宅地並み課税が行われているそうです。

○委員：宅地並み課税？

○事務局：そうですね、課税自体は。

○委員：そこが問題なんです。

○議長：今までは大体山とかにするのが多かったけど、そういった部分も……。

○委員：だから、ここからここまでが宅地並み課税でここからここが農地という線引きが、これ見たら本当にアバウトなんですよ。だからそんなことでいいのかなと。

○委員：見た目には屋敷内にちゃんと入っている。見た目には。

○委員：ということは、そのいつから宅地並み課税になっているのか。昭和33年というから。

○委員：もう大分前から……。

○委員：皆さん御存じでしょうけど、税務課は1月1日現在の土地利用に応じて課税するという事に固定資産税はなっていますので、全国の市町村は12月31日までに現況を見て、きちんと1月1日から正式に固定資産税をかけるということで回っています。それは現況課税ということで、非課税で宅地並み課税にしないということはありませんので、建物については現況課税できちんと税務課がやっているはずで、間違いなく。

問題は、細かな字図。字図は全部コンピューター——税務課にあるGIS、航空写真を基にした画面で、全国の税務課に採用されたGISシステム、要するに航空写真を税務課の課税台帳として捉えて、全市町村、全部がこのようにして地図を作っているんですよ。だから本来からいうと、字図があればそれが一番いいんですけどね。大体よその市町村なんかは字図が必要ですとか、ちゃんとやっているところもあります。農業委員さんの説明のときも、農業委員さんの資料には字図がついている。そういうのがはっきりしておけば、もっと理解しやすい。

○議長：分かりました。今確認に行っておりますので、この件につきましてちょっと置かせていただいて、先に下の2番のほうをさせていただきたいと思いますが、ようございましょうか。また後で戻りますので。今確認——あ、帰ったか。帰ってまいりましたので。

どうぞ。

○事務局：□□につきましては、地目は山林になっています。所有者は同じで、□□さんの所有となっております。

12ページに掲載させていただいている図面が、都市計画課のほうで作られている精度2,500分の1の図面を字図と重ね合わせて作成させていただいている資料でございまして、税務課等の航空写真が1,000分の1の精度で作られている分、それと字図を重ねたところによると、きちんと□□の中に収まっているというような現状になっています。

以上です。

○議長：図面の見た目が若干おかしいですが、1,000分の1の字図、きちんとした税務課の課税対象のものはそうなっているということでございます。必要な方は今図面がありますので見ていただくなり、そういうところで御了解をいただきたいと思いますが、ようございましょうか。

○委員：それと今□□委員さんが言われた何年から課税されているかというのも、その中に表示するべきじゃないですかね。あたかもそう聞いたからそこに書いたような感じだけど、実際宅地並み課税になったのがいつからですというふうな表現のほうがですね。

○議長：課税されているか。分かりました。宅地の課税。

○委員：それはすぐ調べられるよね。

○議長：聞かせますのでちょっとお待ちください。

○事務局：平成18年から税務課は宅地並み課税をしていると。

○神崎議長：平成18年だそうです。

○事務局：はい。多分それ以前からその状態はあったんだけど、税務課として確認したのは18年で、その時点で変えた。農地法の転用とか出ているわけではないけれどもということですね。現況課税でございますので。

○議長：実際建てられた時期とはずれておりますが、そういうことで、平成18年から宅地並み課税でされていて、現在非農地証明が出て、宅地に確実に変更されています。税金もかかっていますので。

それでは、ただいまの件につきましてほかに御質問、御意見ございませんか。ようございましょうか。

(なし)

○議長：先ほど説明がありましたとおりでございますので、御理解いただきたいと思います。

それでは、この1番の件につきまして、ただいまより採決を行いたいと思います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。全員一致。よって本案は原案のとおり可決することといたします。

では、2番に移りたいと思います。

2番について、□□番委員の□□委員さん、説明方よろしくをお願いします。

○委員：2番、申請人、名古屋市□□、□□。申請地の表示、□□外2筆。田3,037平米となっております。ここは平成2年より耕作放棄地となっております。私は2回見に行きました。今山林で、モウソウチクとマダケか、あれが交差してイノシシも入れないような状況になっております。3筆になっておりまして、□□が2,152平米、□□が529平米、□□が356平米となっております。ここはイノシシでも入れそうにない状況でした。元に戻すのはとても無理だと思います。

地図は、13ページに見取図がございます。□□の防火用水がありまして、そこから真っすぐ上ったところなんです。昔はそこを真っすぐ行ったら試験場のほうに行けてましたよということを書いてありました。1か所は□□さんところに車を止めて歩いていったんです。途中まで行ったら竹が右往左往、右も左も一緒になってしまって道路はございません、分からなくなっております。2回目行ったときは、□□さん方の裏から試験場のほうに昔抜けていたよというところに行っただけなんですけれども、□□ですが、そこも竹林になって、元に戻せる状況ではございませんでした。

以上です。

○議長：事務局より補足ありましたら。

○事務局：事務局は特にありません。

○議長：それでは本件に対する質疑・意見のある方お願いいたします。ございませんか。

(なし)

○議長：ないようですので、これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。全員異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは農業委員の分は終わりましたが、もう一つ今から市のほうから説明をいただきたいと思います。事務局のほうから説明いただきます。

15ページをお開けください。議案第15号、農業委員会事務の実施状況等の公表についての件を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：議案15号につきまして説明をさせていただきます。

資料につきましては、15ページ以降に両面刷りで6枚ございます。最初の両面4枚は、令和2年度の目標、それから、その活動の点検・評価、最後の残り両面2枚につきましては、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）となっております。

毎年こういった形で議案のほうに上げさせていただいております。これが、農業委員会に関する法律というのがありまして、前年度の点検・評価、それから本年度の活動計画、こういったものを6月30日までにインターネット等によって公表しないといけないということで、今回議案として上げさせていただきました。

これはあくまで事務局案ですので、これをもっとこういった効果的な方法があるとか御意見いただけましたら、それを計画案に反映し、公開して進めていきたいと思っております。

資料につきましては事前にお配りしていますので、簡単に説明をさせていただきたいと思えます。5枚目の令和3年度の目標、それから活動計画（案）に沿って説明させていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

まず、1番目の1ページの1項目め、農業委員会の状況でございます。

これは令和3年4月1日現在の状況で、これに関しましては5年に1回の農林業センサス調査に基づいた数値となっておりますので、お読み取りいただきたいと思えます。

下の農業委員会の体制については、現況を書かせていただいております。

それから次に、2枚目をお開きください。

2項目めの担い手への農地の利用集積・集約化でございます。

前年度については、認定農業者の方への集積を進めることができまして、おおむね目標を達成することができました。本年度につきましても引き続き、利用権設定の周知あるいはあっせん希望農地を農業委員さんあるいは推進委員さんのほうに情報提供して進めていきたいと思っております。

それから、昨年度御指摘をいただきましたとおり、人・農地プランの内容を前回御指摘いただきまして掲載しておりますので、その分も進めていくように計画に上げさせていただいております。

次に、下の項目3番、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ということで、記載のとおり前年度新規参入した経営体はありませんでした。

課題としましては、記載のとおり、営農条件のよい貸付希望農地がなかなかなくて、新規参入者に対する農地の確保というのが課題だと考えております。一つでも多くの参入ができるように、本年度につきましても、新規参入者の方から相談があった場合には、市、JA、普及センター等と情報共有を図りながら、農地あるいは補助制度についての情報提供を行って進めていきたいと考えております。

それから、次に3ページ、上になりますが、4項目めの遊休農地に関する措置です。

毎年行っておりますが、昨年度も、皆様の御協力いただきながら農地パトロール、あるいは利用意向調査等を行いながら遊休農地解消に向けて取り組んでいるところですが、なかなか解消が進まない状況でございます。記載のとおり、本年度におきましても、例年のとおり、11月頃になろうかと思っておりますが、また地区別に分かれまして、利用状況調査等を計画したいというふうに考えております。実施の際は、皆様のやり方、方法について皆さんに相談をさせていただきながら進めていきたいというふうに考えております。

最後に、下の5番目の違反転用への適正な対応です。

県に報告している違反転用の面積は0.2ヘクタールです。復原になかなか時間がかかるということで、長期化しているのが現状でございます。本年度も、県と連携しながら解消を進めたいと考えておまして、日頃からの農地パトロールを行いながら早期発見に努めて、発見した場合には関係課と連携をしながら是正指導を行っていきたいと考えております。

簡単ですが説明は以上になります。本日欠席をされた推進委員さんの皆さんには、意見があればということで送っておりましたが、特に意見はなかったことを報告させていただきます。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長：ありがとうございます。それでは、質疑・意見等のある方はお願いします。どうぞ。

○委員：山間地の田んぼとか畑が困っていらっしゃるんですね。それで、農協のアグリサポート、あそこも、せまち（畝地）が狭かったら刈らないんですよ。だから山手のほうはどうにもできないぐらい困っておられます。

○議長：山家地区については、今言われましたようなことが多くございます。一応農事法人を設立するにはしておりますが、平たんの圃場整備地区のみでまず作ろうという話がまとまりましたもので、それでやりますが、将来的に、米をやめてほかの作物に転換をする。それから、山家地区は、イノシシなり鳥獣害の防除対策を、ぜひコミュニティー含めた形でやっていただくように働きかけをいろいろしていますが、「はい」という話になり切らないといえますか。できるなら学校等にしてあるような大きなフェンスをきちんと張ったらいんじゃないかなというふうに思っただけで言っているんですけど、なかなかできておりません。

それで、どこまで囲むかというのはまた話し合いながらですね。1枚1枚囲んだらとてもできませんので、地域的に囲むという形を取ったらいんじゃないかと思っています。上の役員の方々にも全部言っているんですけど、農業のほうだけで言うといろいろと批判が多々ございませぬ、非農家の方が多々ございませぬので。人の安全というんですかね、子供たちの通学路に引っかかっているようなところもございませぬので、そこを含めてやっていくと山家の場合はある程度解消できないかなというふうに考えています。ただ、それにコミュニティーのメンバーさんが同意してくれるかどうかというのがちょっとありますけど、ずっと言い続けはしています。ここ8年、9年ですね。まあ人も替わっていますから。

どうぞ。

○委員：今言われた中で、砥綿委員さんも言われましたけど、3ページの遊休農地に関する措置というところで、二つ御提案をさせていただきます。

一つは、特に農地パトロールやらしておりますけど、鳥獣害対策とイノシシの関係は農業をするかしないかという状況になっているので、先ほどちょっと会長も言われましたけど、コミュニティーとも連携をして、地域の実行組合などと連携を取りながら、市との連携も図って、何らかの形でできる範囲の対策を打つみたいなのをひとつぜひお願いします。特にうちの場合は議員さんのほうからも強く要望されていて、できることをやろうということですので、農業委員さんたち、それから推進委員さんたちにも、その旨、そういう会議に出席していただいて鳥獣害ないしはイノシシ対策についての議論を深めていくようにひとつお願いしたいと。

二つ目は、農地パトロールして気づいたことです。御笠の場合には耕作放棄地を解消するために、枝豆を2年間、今耕作放棄地に稲を植えていて、もう植え終わりましたけど、その農地転用をされた部分が荒れているんですよ。つまり何を言いたいかというと、うまいこと農地転用はしているんだけどほったらかしと。特に遊休地の中で目立つのが、農地転用してほったらかしされる部分です。筑紫野市で何か特筆すべきものということであれば、3条申請とか4条申請にしても、変えておいてほったらかしているというのが結構見受けられます。今回自分たちが手をつけた耕作放棄地も、テニスコートを造りますといいながら、今はジャングルになっていま

す。これが元で周りが迷惑しているんですね。

農地転用はしているけど、それに基づいて何もやっていない、それをどこでチェックするのかということも農業委員会のOBの方からやかましく言われています。「今誰が農業委員しているんだ」と言うから、「はい」と元気よく手を挙げたら、「俺たちのときに申請して許可したのが全然守られていない。それはどうやってチェックするのか」と。「あなたたちが許可した責任を俺たちにかぶせないでください」と言うんですけど、結局、代が代わると前のことは分からないんですよね、経過が。

唯一残っているのは、農業委員会の今までの議事録なりその辺の申請です。何年前までのものが追いかけられるか分かりませんが、実際にそういうことを許可しているのに、ほったらかしで耕作放棄地になっている、遊休地になっているところが結構見受けられるというのを目の当たりにしたときに、何のための農地パトロールかと、なってないじゃないか思えます。次のところばかり見ているけど、原点に戻ってもう一度元のところをチェックすることを御提案したいというふうに思いますし、それについての結果も成果として出してもらいたいなど。

以上です。

○事務局：御意見ありがとうございました。

今、遊休農地の対策について御意見ということで、鳥獣対策の件でお話をいただきまして、いろいろな取組の中で、コミュニティーであったり市と連携をしながらというところを一つ計画のほうにも盛り込みたいと思います。その内容については、会長、副会長とまた相談をさせていただきながら入れさせていただこうかと思えます。

○委員：今言われた八尋委員さんの内容は、5町村で合併したときの二日市町と山口村とか御笠村、いろいろなところの合併したときの農地の転用のときの台帳なり書類がないと分かりにくい面もあるかと思うんですよ。それとか合筆した農地もありましょうし、土地改良した農地もあると思いますので、ここ10年か20年間だけでもいいから、バブル期以降——バブル期といったら1989年、90年頃まで遡ったら30年になって、それはちょっと大変だと思いますから、その台帳の1筆の番地を税務課のGISの番地に入力して、農地転用した経歴箇所を農業委員会独自のものとして図示できれば、我々も見やすいし事務局も見やすいと思うんですね、転用について八尋委員さんが言われた内容で管理するなら。町村合併して、いろいろ、されていないところ、したところ、いっぱいあるかと思えます。前も……。

○議長：それは、現況じゃいけませんか。パトロールで回っていますので現況を調べればどうですか。

○委員：そうそう、現況を調べればいいです。

○議長：農用地区域内は市長から改善命令が出たりしてますよね。ただそれ以外がないですよ。

そこが多いだらうと思いますけど。それでも改善していない方もおられますからいろいろありましようが、現況をきちんとつかまえば、何年にされようが関係なしにちゃんとしていただくように言えるんじゃないですか。

○委員：結局、市のほうからいろいろ言うところはある程度決まってるじゃないですか。ところが、それよりもなお悪どいのが出てきてるということです。ある程度の許可をもらっているからほったらかしでいいよみたいなのが悪の根源になっているから、封じ込め作戦でその辺もちゃんと見ているんだよとチェック入れてアナウンスしておかないと。「許可申請されたらほったらかしでいいでしょう」みたいなことを言われると農業委員が……。そのときに決めた農業委員さんに「責任はあなたたちが取ってください」と私はいつも言ってます。自分たちも責任はあるだらうけど、現況を踏まえてその辺のチェックする材料を……。多分今の農業委員さんは知らない方が多いと思います。昔のは分かりませんから。

○議長：今、パトロールも見た目と航空写真を含めてしてますよね、両方で。その中でもこの部分は絶対どうかしてもらわないと地域に迷惑かかるよとか、そういうチェックを改めて一緒の中でするような形を取ってみたいかがですかね。一つの案です。

○委員：そういうお願いです。最優先と。

○議長：それができれば、今言われたようないろいろな指示も相手方に話せると思います。

○委員：そのほかに出てくると思います、いろいろ。そこが一つになればですね。今言ったように自分たちが耕作放棄地を何とか解消しようとしたら、周りへずっと波及して、ここも悪い、ここも悪いと。許可申請までしているけどほったらかししているじゃないかとなっているわけですから何か一つ……。ほったらかすところには同じルールみたいなのがあって、それが認められているような感じになってしまうことが一番まずいので。

○議長：それは農用地区域外ですかね。

○委員：いや、農用地域内です。

○議長：内？ 農用地区域内もありますか。

○委員：はい。

○委員：私は、農業委員している間は自分のところが、□□さんの高速道路の近くの田んぼはどうなっているんだらうとか、私が説明したAさん、Bさんの田んぼはどうなっているんだらうかというチェックは一応私なりにしています、今現在。だから、私が不動産やら何やらの書類を受けて印鑑を押した以上は私の名前が残って、後で私がどうしたこうしたと言われたら困るから、再度チェックのためのパトロールを私は今もやっております。

○委員：やっぱり全体の中で水漏れするとそれが当たり前になるので、チェックされていつも市とか、まあ県は言い切りませんでしょうけど、市のほうからいつもこういう文書が来ているとい

う牽制球を入れておかないと、ほったらかし状態が蔓延したら地域全部そこら辺が当たり前になって、「おまえたちが認めているでしょうが」になるんですね。

○議長：今言われた件ですが、例えば会長名あたりで……。そういう権限はないかもしれませんが、市長名で出すのも、農用区域は出せるけど、農用区域外についてはそういう形で会長名あたりで一部そういう問題のあるところだけを抽出して出すことはできるんですか、そこまでの指示を。許可を受けてあるけど、その後されていないという形で。

○委員：許可は受けているじゃないですか。そして、要はほったらかし状態なんですよ。耕作放棄地なりほったらかし状態で何も手をつけていないわけよ。「何々を造ります」みたいなことを言いながら、そのままの状態。農業委員会は何もしないでそれを認めているんですかと言われる、それも農業委員のOBから現役の委員に対して言ってこられるから始末に負えないと。

○委員：しかし、1回農業委員から離れている格好になっているじゃないですか。農地を転用してあるんでしょう。

○委員：そうです。

○委員：農地が転用したらもう農地じゃなくなっていて、所有者さんの管理になるんだろうから。

○議長：だから、そのままほったらかしだから苦情が出ているということで。

○委員：「転用を認めたから農業委員の責任だよ」と言われているんですか。

○委員：そうそう。

○委員：それはちょっとおかしい……。

○委員：だから「おかしいでしょう」とこっちは言うけど、そこが放棄地状態になっているものだからですね。

○事務局：転用許可を取って、多分最終的に工事が終わっていないということであれば、農地として残っている……。

○委員：結局、何もしていないということですよ、転用したまま。言葉悪いけど農地でもない、何でもないみたいだけど、実質は耕作放棄地になっている。遊休地になっていると。

○事務局：そういった事例の管理の仕方としましては、許可権者は県になりますけど、そういった許可を出したけれどもまだ工事が終わっていない場合、終わるまでちゃんと報告しなさいねという催促というのは県のほうから行っています。実務的にはそういった現状はあります。

○委員：その辺の行っている、行っていないというのが、こっちは全く分からないじゃないですか。

○事務局：直接ではないんですが文書での指導というのは行ってはいます。

○議長：それは誰の名前が出るの。

○事務局：それは県のほうです。

○委員：さっき檜木さんが言われたように、農地転用上は何々に変えますという申請しているわけですよ。ところが現況農地のまま何もしないでほったらかしているということです。

○委員：転用されたらもう結局……。

○委員：手を離れると思うじゃないですか。

○委員：登記していないということですか。

○委員：登記していません。

○議長：ただ、転用した場合は、5条あたりありますように、いつまでにすると書いてあるですよ。これを守られていないということですよね。

○委員：厳密にはそうだと思いますけど。

○議長：これは守るということで許可していますから。

○委員：そうですね。だからそのチェックは農業委員じゃできませんと。

○委員：農地を離れて農地以外の雑種地なりなんなりに登記しているかしていないかどうかのチェックまでしないんじゃないですかね。ただ、資金繰りが悪くなったから施設を造れなかったとか、そういった話になってくるんでしょうけど。

○委員：結局今、檜木委員が言われているのが全てかもしれませんが。農地転用までは農業委員会が絡んでいるけど、その後は宙ぶらりんの状態のところは誰が管理して、ちゃんとその辺の、例えばいついつまでにやりますというところが守られていないことについては……。

○議長：許可権者にも問題があるという。

○委員：だからそこを強く求めないと農業委員会は甘く見られるみたいなことになるわけです。許可さえもらっておけばいいと。

○委員：許可をもらって登記していないから農地のままですか。

○委員：そうです。

○委員：それをするなら、結局、一定期間、例えば1年なり2年なり、分かりませんが……。

○委員：今から不景気になるから、不景気になるのはいいんですが、農地が今狙われています。農地をそのようにして転用しておいてチャンスがあれば売ろうという考えになってます。昔は4条、5条も許可申請だったけど、法律改正があって市街化区域内の農地は届出だけでいいよね。昔は違ったんですよ。許可だった。

○議長：だから、市街化区域においては問題は、一部あるかもしれませんが、少ないと思います。問題は周りなんですよ。

○委員：そうです。

○委員：例えば期限過ぎて一定期間経過したら取消しという形を取るしかないし、まして開発どこのこうのという話で書類が来ているんでしたら事業計画書を取るしかなくなりますよ。

○委員：そうです。だから、結局許可しているけど取消しというあれはないのかということですが、守らないんですから。守ってないんですから。

○議長：うちも条件付で許可しておりますからですね。向こうから出してこられた条件付で。

○事務局：法律的には違反転用の部類になると思いますが、筋からいうと、許可を取り消して現況に戻しなさいというのが法律上はあるんですけど……。

○委員：だからいみじくも、違反転用への適正な対応というのがあるじゃないですか。そこまで行き着くのかどうか分からないけど、その入り口段階で、現状で申請をして許可までもらっているのに、何も登記もせずにはほったらかし状態で耕作放棄地になっていると。これは一つの大きな問題ではないかというところで、自分たちもそういうのを目の当たりにしているけど、農業委員のOBの方が何人も言われるんですよ。だから、くどいんですけど、その辺を違反転用としての位置づけで、私はこれは何回も事務局には言っているけど、何らかの形で対応する方法を……。ほかの農業委員会でも検討してあるみたいだったからですね。

その辺の農業委員会としての一つの権威とか一つの責任とかの部分からすると、手を挙げてオーケー出しましたで終わってはいけないということで、きちんとその辺の進捗状況なりの把握も併せてしておかないと、農業委員会の役割というのが本当に空中分解しそうな感じがあるので、締めるところはきちんと締めていただきたいということです。

○議長：転用の場合のチェックはされていますよね、たしか。転用の申請が出て許可した場合、いつからいつまでにしますで、終わった後のチェックはされていますか？

○事務局：事業所のほうから完了報告書を頂いています。

○議長：だからそれが出ていないということだな。

○事務局：それが出ていない案件は把握できます。

○議長：それでい겠습니까。それに対してどう対応するかを検討しましょうか。

○委員：ぜひ。1件でも2件でもいいからですね。やっぱり違反転用ですから。

○事務局：そうですね。本当にいろいろありがとうございます。内容としては違反転用の部類になると思いますので、計画の中で最後にちょっと書いていますが、違反転用発見後——これは大きな計画なので細かい事務的なあれじゃないんですが、ここに「農業委員」と入れるかというのはあるんですが、速やかに是正をしていくという中にちょっと含みを持たせてみます。細かいやり方についてはこれから中で話し合わないといけませんけど、ここに農業委員としても動くということを盛り込みたいと思います。

○議長：今度の農地パトロールで、遅くはなるかもしれませんが、できたらそういうものがあつたらぜひ出していただいて、それを材料に検討するとか。ちょっと遅くはなりますが、そういったことでもしていかないと、このままでは状況が分かるようで分からないところもございませ

うから、そういった形を取らせてもらったらどうですか。それか、今まだ終わりましたという届けが出ていないものを題材にすれば、すぐにでもできないことはありませんよね、今日は別としまして。それなりの措置をしていかないと、恐らく積み積みと数が多くなりますので、早い時期にしておくべきかと思います。

でも、事務局は大変でしょう、それを拾うのは。次回かその次ぐらいに間に合うようであれば、大変でしょうがやっていただけますか。

○事務局：ええ。

○議長：そして、対応を考えましょう、早々に。

○委員：まあ規模にもよるでしょうけど。農地転用の中身も規模の大きなもの、小さいものがありますから。

○議長：どのくらいあるかにもよりますよね。

それからついでですが、以前出てきていた団地造成が、業者がやめて、その土地をまとめて売りますとか言われているのがあるみたいですが、□□のほうで。

○事務局：□□のほうですね。今会長がおっしゃったのは、2年前ぐらいに5条の許可申請で御審議いただいた分です。宅地分譲、建売住宅35区画の許可申請が上がった件で、今事業がストップしています。諸事情があると思いますが、それを結局、当初申請した事業者さんができないので、そこを承継といいますか、そういった話が上がっているという内容ですけど、まだ正式ではなくて相談という話なので、どこまで今の業者さんが関わるかというのもまだ具体的にいただいておりません。

○議長：ここは遺跡が出ていて、いろいろあって。

○事務局：そうですね。出てきたらまた申請が上がってくると思います。

○議長：じゃあ今の件ははっきりしてからまた議論になるやもしれませんし、ちょっと置いときます。

それでは、今いろいろ意見出させていただきましたし、鳥獣害対策なり農地パトロールのやり方も検討しなければいけない部分があります。それから、先ほど来の違反転用へどういうふうに対応していくか、これにつきましては、事務局のほうは大変でしょうが、どれだけ報告書が出てきていないかを……。出てきていなくても出来上がっておけば問題ないんですが、そのまま放置されている分が一番問題ですので、その件を議題にして、まとまり次第ちょっと時間をいただいて農業委員会の別の枠でさせていただきたいと思います。ようございましょうか、そういうことで。これはできたら推進委員さんも一緒の中でやっていく形を取りたいと思います。コロナがある程度落ち着かないといけないかもしれませんが、できる限り早い機会にさせていただきたいと思います。事務局さんは大変でしょうが、ぜひよろしく願いいたします。

○事務局：はい。

○議長：ほかに御意見ございませんか。

遊休農地、農用地区域外も含めてですが、例えば造成をしているとかいろいろあって、市長名で改善命令が出て改善しなかったらどうなるんですか。

○事務局：今のところございません。代執行もないです。

○議長：皆さんのほうからございませんか。

(なし)

○議長：一応この格好で公表する形になりますが、ようございましょうか。一部文章を扱うところはございます。計画案のほうはようございましょうか、今までの経過を含めて。

(異議なし)

○議長：じゃあ計画のほうを一部扱っていただいていた方がいいですかね。

○事務局：はい。

○議長：それでは、この件につきましては質疑や意見をいろいろ出していただきましたが、これより採決を行いたいと思っておりますがようございましょうか。

(異議なし)

○議長：それでは、本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。全員異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。一部修正を伴いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、次のページ、最後の農政議案のほうをお願いいたします。

農政議案第13号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転に関する件を議題といたします。農政担当者の説明をお願いいたします。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

番号1、所有権移転を受ける者、□□。住所、筑紫野市□□。所有権移転をする者、公益財団法人福岡県農業振興推進機構理事長、鐘江義広。住所、福岡市中央区天神四丁目10番12号。所在地、□□。登記地目、田。現況地目、田。台帳面積、1,249平米。農振区分は農用地。法律関係は、売買。利用目的は水田。所有権移転の時期、対価の支払い時期、引渡しの時期は、いずれも令和3年6月25日となっております。

番号2番につきましても同法人と□□氏の売買となっております。

合計でございます。売買に関する件が1件、筆数といたしましては2筆、合計で3,695平米の売買による所有権移転に関する件でございます。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長：質疑・意見のある方お願いいたします。

これは、個人の分で、□□さんところは奥さんも土地をお持ちなんですか。奥さん名義の農地。それは関係ない？

○農政担当：法人、□□牧場の……。

○議長：認定農業者、家族経営協定なりしてあるんですか。

○農政担当：そうですね、家族経営構成員としてのほうになりますので。

○議長：それで可能だということですね。

○農政担当：ええ、思料しています。

○議長：ほかに何かございませんか。

(なし)

○議長：それでは、お諮りいたします。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。全員賛成と認めます。よって、本件のとおり決定することいたします。

それでは、14号のほうに移ります。農政議案第14号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定に関する件を議題といたします。農政担当者の説明をよろしくをお願いいたします。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

番号3-06-001、貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地目、田。面積、1,292平米。利用権の種類は、賃借権。利用権の内容は、畑。期間につきましては、令和3年6月11日から令和9年6月10日の6年間となっております。賃借料につきましては、1反当たり8,000円となっております。

以降につきましては記載のとおりでございます。お読み取りいただければと思います。

3ページを御覧ください。合計でございます。更新が8件、新規が12件の合計20件、筆数としたしましては更新19筆、新規が26筆、45筆の利用権設定に関する件でございます。面積の合計は7万6,121平米となっております。

説明は以上です。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長：ありがとうございます。それでは、質疑・意見のある方お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、お諮りいたします。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決す

ることに御異議のない方は挙手お願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。全員異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定することといたします。

一応議案は全部終わりました。皆さんのほうから。

(なし)

○議長：今日はいろいろ議論していただきましてありがとうございます。一応これで全議案終わりましたので、まず閉じたいと思います。

ただいま、定例会の議事は全て終了いたしました。以上をもちまして、令和3年第6回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。